

沖縄県食品の安全安心推進計画の実施状況報告(H 2 1 ~ 2 3 年度)

1 計画の概要

沖縄県食品の安全安心推進計画(以下「推進計画」という。)は、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例第7条に基づき、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、平成21年度から平成23年度までの3カ年計画として、策定された。

推進計画では、食品の安全安心の確保を図るため、テーマ1「安全安心な食品の確保」、テーマ2「食品に対する安心感の提供」を基本的な施策テーマとして、6施策について、78項目の目標値を掲げ推進した。

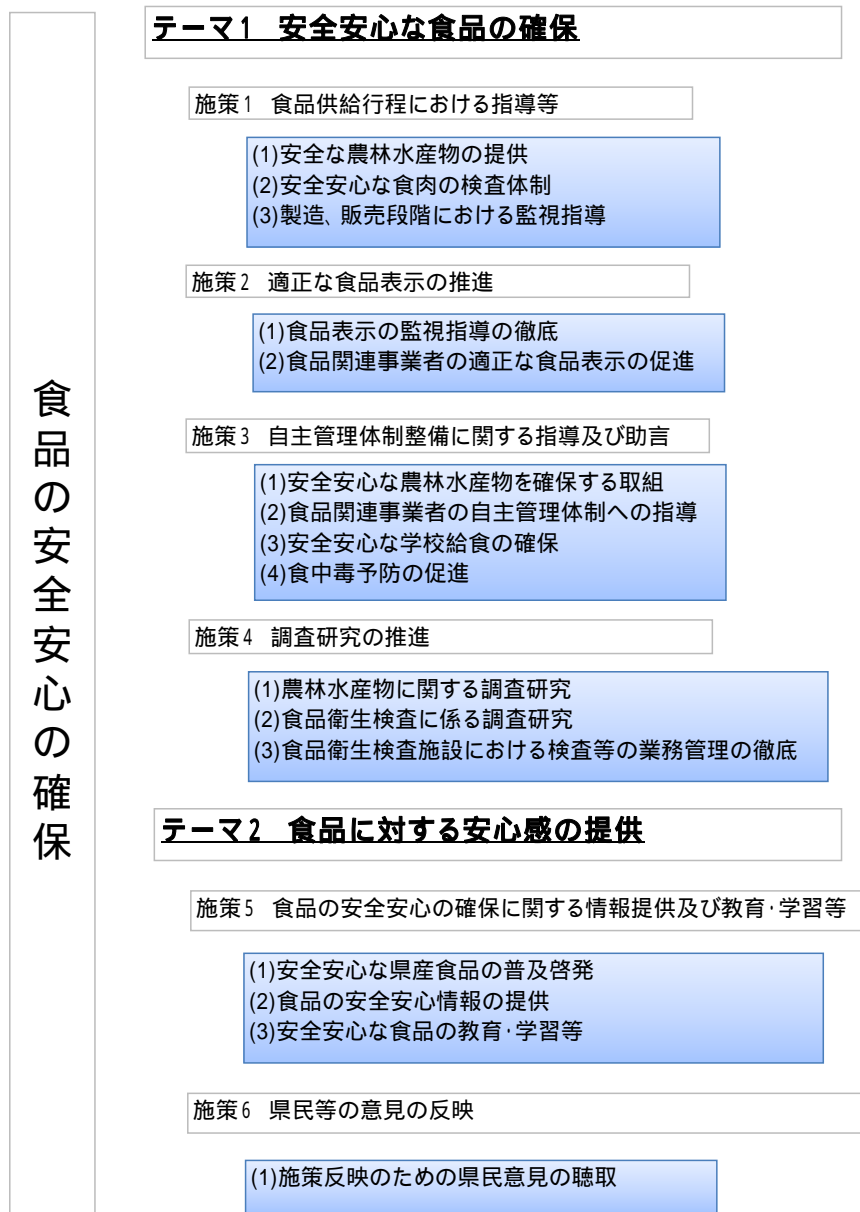


図1 推進計画施策体系

2 施策の実施状況及び推進計画全体の評価

(1) 施策の実施状況

推進計画で策定した6施策78項目の目標値について、平成23年度に目標値を達成している項目は、78項目中57項目で、達成率は73.0%であった。

施策2の「適正な食品表示の推進」については、計画期間を通して目標値の達成率が低く、特に平成23年度は、41.7%であった。

その他の施策については、70%を超える達成率であった。

表1 施策の達成状況

施策	項目数	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		達成件数	達成率(%)	達成件数	達成率(%)	達成件数	達成率(%)
施策1 食品供給行程における指導等	17	14	82.4	13	76.5	14	82.4
施策2 適正な食品表示の推進	12	8	66.7	6	50	5	41.7
施策3 自主管理体制整備に関する指導および助言	18	15	83.3	15	83.3	15	83.3
施策4 調査研究の推進	12	6	50	7	58.3	9	75
施策5 食品の安全安心の確保に関する情報提供及び教育・学習等	15	8	53.3	11	73.3	11	73.3
施策6 県民等の意見の反映	4	4	100	4	100	3	75
合計	78	55	平均 70.5	56	平均 71.8	57	平均73.0

(2) 推進計画期間全体の評価

推進計画3年間を通して達成率は、70%を超えており、概ね計画通り実施していた。

施策1「食品供給行程における指導等」については、一部達成率が低い項目があったものの、3年間を通じて達成率の平均は80%であった。

施策2「適正な食品表示の推進」については、3年間を通して達成率が低く、引き続き計画的な監視指導が必要となっている。

施策3「自主管理体制に関する指導及び助言」については、達成率は平均80%と高く、概ね計画通り実施していた。

施策4「調査研究の推進」については、平成21、22年度は達成率50%と低かったが、平成23年度には達成率75%となり高く概ね計画通り実施していた。

施策5「食品の安全安心の確保に関する情報提供及び教育・学習等」については、平成23年度には達成率70%を超えていた。

施策6「施策反映のための県民意見の聴取」については、3年間の達成率の平均は90%を超え、概ね計画通り実施していた。

(3) まとめ

推進計画に掲げられた施策については、施策2以外については、概ね計画通り実施されていたが、目標値を達成できなかった施策については、施策の方法・実践・効果について改善点を明らかにし、引き続き取り組むことが必要である。

また、食品の安全安心の確保については、農林水産物の生産から流通・調理・販売に至る一連の食品供給行程において、連携して食品の安全性を確保することが重要となっている。

3 個別施策の実施状況及び評価

施策 1 食品供給行程における指導等

項目

(1)安全な農林水産物の確保	(2)安全な食肉の検査体制	(3)製造、販売段階における監視指導
----------------	---------------	--------------------

実施内容

- (1) 安全な農林水産物の確保では、農薬の適正使用を図るため農家や販売者への講習会を実施し、農薬の適正使用の促進を図った。
安心な畜水産物の確保では、家畜飼料の適正管理や動物用医薬品の適正使用について指導を行い、畜水産物の安全確保を図り、また、家畜伝染病が発生した場合を想定した会議を開催し、関係機関との連携を図った。
- (2) 特定部位の除去や TSE スクリーニング検査を実施し、疾病の排除を行い食肉の安全確保に努めた。
- (3) 製造、販売段階では、計画的に食品関係営業施設へ監視指導を行うとともに食品の収去検査を実施した。

評価

概ね計画どおり目標値を達成していた。

農薬の適正使用については、農薬適正使用講習会の開催等目標値を達成しているが、動物用医薬品の適正使用及び販売の調査や動物用医薬品の残留等実態調査については、平成 22 年度の宮崎県における口蹄疫の発生を受けた防疫業務を優先したため目標値を下回っていた。

食肉の検査体制については、計画期間を通して 100%の実施率となっており、また、TSE 検査、残留抗生物質の検査も良好な結果が得られていた。

施策 2 適正な食品表示の推進

項目

(1)食品表示の監視指導の徹底	(2)食品関連事業者の適正な食品表示の促進
-----------------	-----------------------

実施内容

- (1) 適正な食品表示の推進のため、関連する法律に基づき監視指導を行った。
- (2) 食品関連事業者の適正な食品表示の促進のため、適正な表示知識を啓発した。

評価

計画期間を通して、目標値の達成率が低かった。
食品表示については、関連する法律が多岐にわたり、内容も細かな取り決めがあることから、事業者に対する定期的な監視・巡回指導や講習会の開催等目標値を達成するため計画的な実施が必要となっている。

施策 3 自主管理体制整備に関する指導及び助言

項目

(1)安全安心な農林水産物を確保する取組	(2)食品関連事業者の自主管理体制への指導	(3)安全安心な学校給食の確保	(4)食中毒予防の促進
----------------------	-----------------------	-----------------	-------------

実施内容

- (1) 安全安心な農林水産物を確保するための自主管理体制を促進するため、エコファーマ育成を推進、GAPの導入等を促進した。
- (2) 食品関連事業者の自主管理体制の構築を図るため、巡回指導の実施や食品衛生思想普及の講習会を開催した。
- (3) 安全安心な学校給食を提供するため、定期的な点検や学校給食関係者に対する研修会を開催した。
- (4) 衛生管理に関する知識を普及啓発するため、講習会やイベントを開催し、定期的に食中毒発生情報を公表した。

評価

各施策項目とも概ね目標値を達成していた。

特別栽培農産物認証制度の普及啓発に関する説明会については、平成 21、22 年度は目標値に達していなかったが、平成 23 年度には目標どおり開催でき、参加人数も大幅に増加しており、事業効果を維持するためには継続した実施が必要である。

畜産業における HACCP システムに係る指導者の育成については、平成 22 年に宮崎県で口蹄疫が発生のために、応援業務やその他関係業務のために目標値を達成できなかった。今後、計画的な事業の実施が望まれる。

施策 4 調査研究の推進

項目

(1) 農林水産物に関する調査研究	(2) 食品衛生検査に関する調査研究	(3) 食品衛生検査施設における検査等の業務管理の徹底
-------------------	--------------------	-----------------------------

実施内容

- (1) 環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進するため、化学農薬や化学肥料低減のための試験研究、農薬のみに頼らない様々な防除技術を組み合わせた病害虫の総合防除技術の開発を行った
- (2) 食品中の残留農薬の検査及び近魚介類の毒性の簡便な検査方法の開発、下痢性貝毒の実態調査を行った。
- (3) 食品衛生検査施設が実施する食品等の検査に関して、検査結果に客観性を持たせ、信頼性を確保するため、内部点検及び精度管理を実施した。

評価

概ね計画どおり目標値を達成していた。

環境負荷の軽減に配慮した農業を推進し、かつ、安全な食品を確保するための、圃場試験や展示ほの設置、家畜の疾病究明、水産用薬品の実態調査等は目標値に達していた。また食品衛生検査施設が行った検査結果の信頼性を確保するための業務管理についても目標値に達していた。

農産物の残留農薬検査については、計画期間中毎年度、基準値を超える農薬が検出されたことから、試験法の妥当性評価を実施した為、検査に時間を要し目標値を達成することができなかった。

下痢性貝毒検査については、平成 20 年度に実態調査をし、その検体で検査をしたところ貝毒でないことが判明したため、調査継続する必要が無くなり 0 件となっている。

調査研究のあり方や数値目標の設定については、再考しなければならない。

施策5 食品の安全安心の確保に関する情報及び教育・学習等

項目

(1)安全安心な県産食品の普及啓発	(2)食品の安全安心情報の提供	(3)安全安心な食品の教育・学習
-------------------	-----------------	------------------

実施内容

- (1) 安全安心な県産品を普及啓発するため、「おきなわ食材の店登録」や市町村地産地消推進計画の策定、食育ボランティアの登録、優良県産品推奨商品の展示、宣伝等を行った。
- (2) 県のホームページで食品の安全安心について情報提供を行い、また、食品の安全安心に関する情報の提供や苦情や相談のあった食品について簡易検査を行った。
- (3) 学校や地域に講師を派遣し、食品の安全安心について消費者教育を実施した。

評価

各施策項目とも概ね目標値を達成していた。

食品の安全安心の情報提供については、ホームページを更新し、適宜新しい情報を提供しているが、引き続き、迅速な情報提供に努める必要がある。

また、小学校高学年及び中学生とその保護者を対象に食品の安全安心に関する親子実験教室や消費者学習教室を開催し、引き続き学習の場を提供する必要がある。

施策6 県民等の意見の反映

項目

- (1)施策反映のための県民意見の聴取

実施内容

- (1) 食品の安全安心の確保に関して、広く県民の意見を求め反映するため、沖縄県地産地消推進県民会議の開催、食品の安全安心に関する意見交換会の開催等を行った。

評価

概ね目標値を達成していたが、H23年度において県民生活課主催の消費者との意見交換会が開催できず目標を達成できなかった。

食品に対する安心を提供するためには、関係者が必要な情報を共有し、施策に反映する必要があるため、意見交換会の開催等確実な実施が必要となっている。